

閲覧用

令和5年度加美町農業委員会
第4回定例総会議事録

令和5年7月25日（火）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和5年度第4回定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年7月25日(火)午後1時30分～午後2時4分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(16名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第8号	農地法第3条及び第5条の規定による 許可書返納について
日程第5	議案第10号	加美農業振興地域整備計画の変更について
日程第6	議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第13号	農用地利用集積計画の審査について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大
産業振興課産業振興係長	畠 山 泰 明

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第4回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（庄司一彦事務局長） 只今より令和5年度加美町農業委員会 第4回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は16名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、15番 小山京子委員、1番 高橋秀生委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第8号 農地法第3条及び第5条の規定による許可書返納について

*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第8号 農地法第3条及び第5条の規定による許可書返納について事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第8号 農地法第3条及び第5条の規定による許可書返納について。このことについて、別紙のとおり農地法第3条第1項及び第5条第1項の規定により、許可したものに係る許可書の返納があったので報告いたします。
令和5年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

報告書番号1～3

許可日 令和4年9月1日

申請内容 営農型太陽光発電に係る賃貸借及び地上権設定・支柱部分の一時転用

返納事由 昨年受けた3年間の許可を返納し新たに10年間の許可を受ける為

営農型太陽光発電設備の一時転用期間は3年間で上限となっておりますが、下部農地の営農者が認定農業者であれば、10年間の一時転用許可が可能となります。受入は他県や他市町村の認定を受けているものの、加美町の認定を受けていないため、加美町農業委員会としては認定農業者とは認められず、昨年は3年間の許可書を発行いたしました。しかし今年度に国から、全国の自治体のいずれかで認定を受けていれば10年間の許可が可能であるとの指針が示されたため、今回の返納に至ったものでございます。

[以上3件の返納について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第8号を終了いたします。

日程第5 議案第10号 加美農業振興地域整備計画の変更について

*議長（板垣文一会長） 議事に入ります前に、説明者として加美町産業振興課 畠山泰明係長に出席いただいておりますので、入室を許可いたします。

[産業振興課職員入室 午後1時35分]

*議長（板垣文一会長） 日程第5、議案第10号 加美農業振興地域整備計画の変更について事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第10号 加美農業振興地域整備計画の変更について。このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の2の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和5年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

*議長（板垣文一会長） 変更内容につきましては、加美町産業振興課 畠山係長から詳細説明をしていただきます。

*産業振興課（畠山泰明係長） 宜しく願いいたします。変更の内容につきましては、除外、用途変更と4件ございます。

申請番号1

申請地 平柳字矢ノ目浦地区
建築及び工作物 駐車場
土地利用現況 畑

申請番号2

申請地 小泉字加賀檀地区
建築及び工作物 居宅・倉庫・駐車場
土地利用現況 畑

申請番号3

申請地 字台崎東地区
建築及び工作物 車庫
土地利用現況 田

こちらは過去に小野田宮崎の圃場整備地区で整備されたところなのですが、以前にご自身で整備を行っており、農振の地域と相違している部分がございますので、今回是正措置ということで申請がございました。現在は車庫が建っておりますが、住宅の周りを測量し区域にかかる部分だけを除外することとなっております。

申請番号4

申請地 菜切谷字牛ヶ首地区
建築及び工作物 鶏舎・鶏糞倉庫・焼却棟・埋設地
土地利用現況 田

[以上4件の整備計画について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。
これより議案第10号 加美農業振興地域整備計画の変更についての採決を行います。
お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号 加美農業振興地域整備計画の変更については、原案に異議のない旨を加美町長へ回答することに決定いたしました。
ここで畠山係長には退席いただきます。

[産業振興課職員退室 午後1時40分]

日程第6 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

- *議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、日程第7、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、以上2件は関連した案件がございますので、会議規則第10条の規定に基づき一括審議といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号、及び議案第12号を一括審議とすることに決定いたしました。
本件について、事務局より議案の説明をさせます。
- *事務局（鎌田裕充次長） 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について。
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和5年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第3条の許可申請は6件でございます。

申請番号1
申請地 宇漆沢平の田
面積 183㎡
耕作者へ売買するもの

申請番号 2
申請地 字下原の畑
面積 492 m²
所有の農地と交換するもの

申請番号 3
申請地 字下原の畑
面積 489 m²
所有の農地と交換するもの

申請番号 4
申請地 宮崎字桧沢の田
面積 4,708 m²のうち 4,707.62 m²
経営規模拡大のため賃貸借するもの
借賃 総額 …万円

申請番号 5
申請地 小泉字本宿の畑
面積 283 m²
耕作者へ贈与するもの

申請番号 6
申請地 宮崎字桧沢の田
面積 4,708 m²
営農型太陽光発電設備設置のため地上権を設定するもの
借賃 総額 …万円(20年)

[以上 6 件の許可申請について説明]

- * 事務局(畠山明大係長) 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請
があったので審議されたい。
令和 5 年 7 月 25 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件でございます。

申請番号 1
申請地 上狼塚字東北原…番…
面積 339 m²
申請事由 売買による居宅建築
事業資金 借入金 …万円
事業計画 令和 5 年 9 月 8 日着工予定 / 令和 5 年 12 月 17 日完成予定
申請地は加美町役場の北北東約 2.5 km に位置し、上狼塚集落内に介在する農地
で第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることか

ら第2種農地と判断しました。

現在町内で親と同居している受人が、独立し自宅を建築するもので、用途が住宅であり、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号 2

申請地 宮崎字桧沢…番…

面積 0.38㎡

申請事由 賃貸借による営農型太陽光発電設備の設置

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 許可日着工～10年間(一時転用)

申請地は加美町宮崎支所の西北西約5.3kmに位置し、宮崎旭地区の山間部にある農用区域内の農地です。営農型太陽光発電設備の設置に伴う支柱部分に係る10年間の一時転用申請で、太陽光パネルの下部では賃借人が関連する農業法人が営農し、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはないと認められることから、やむを得ないと判断いたしました。

[以上2件の許可申請について説明]

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、農地法第3条 申請番号1番について9番 尾形徳夫委員お願いします。

* 9番（尾形徳夫委員） 令和5年7月20日、譲渡人の代理人・譲受人に聴き取り調査を行いました。譲渡人は現在青森県の介護施設に入所されておりますが、受け答えははっきりしているとのこと。譲渡人と譲受人は以前同じ部落にお住まいだったそうで、譲受人の父の代からこの田を耕作しておりました。現在は漆沢地区のダム関係の工事で貸しており、作付は行っていないとのこと。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号2番・3番について10番 畠山智史委員お願いします。

* 10番（畠山智史委員） 令和5年7月24日、譲渡人と譲受人に電話で聴き取りを行いました。お二人が所有する畑は隣同士で、面積もほぼ同じくらいの農地を今回交換するということでございます。A氏は現在東京都にお住まいですが、ご出身が加美町であり頻繁にご実家に帰っていらっしゃるそうで、いずれは加美町に戻って畑の管理をすとお話していただきました。双方に聴き取り調査を行った結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号4番・6番について3番 猪股弘委員お願いします。

* 3 番（猪股弘委員） こちらの案件は昨年もあがった案件でございます。昨年は申請地周辺の耕作者に同意書を求めたのですが、耕作者全員の同意が得られず、後日了解を得た上で許可を出した経緯がございました。今回の調査日は7月21日、譲受人である農業法人の代理人からのお話によると、今年は豆を作付しましたが、来年度からは牧草を植えるとのことでした。申請番号6番については、譲渡人は同じで、太陽光の事業者として別の会社になっております。

また、前回同意を得られなかった周辺農地の一部耕作者にも、今回は同意をいただけたとのこと。聴き取り調査を行った結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。

補足としまして今回の契約は10年間となっておりますが、借賃は20年での金額が設定されているようです。万が一会社が倒産する場合等の不測の事態に備え、契約金や出資銀行の覚書をよく確認しておくべきと助言いたしました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号5番について11番 三浦良人委員をお願いします。

* 11番（三浦良人委員） 調査日は令和5年7月20日。譲渡人と譲受人に聴き取り調査を行いました。お二人のご関係は、従姉弟同士でございます。譲渡人は既に埼玉県に移住しており、こちらに戻ってくることはほとんどないそうです。申請地は譲受人のお宅のすぐ裏にございまして、年齢的に現在の仕事をリタイア後、この農地で畑を作っていきたいとお話しておりました。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に農地法第5条について5番 今野修委員をお願いします。

* 5番（今野修委員） 7月18日に、中村委員、星委員、鎌田次長、畠山係長、私の5名で現地調査を行って参りました。

申請番号1番について、申請地は広原小学校の南側で、周辺はだいぶ住宅が多く第2種農地と判断いたしました。若干の客土を行いますが高さを合わせる程度で、土留め・擁壁を設置するため土砂の流出はございません。用排水施設はなく、雨水は隣接水路へ放流。生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、許可相当と判断しました。

続いて申請番号2番は、第3条の申請と関連しております。こちらは初年度に大豆を作付しておりますが、有機で無農薬栽培だということでだいぶ心配されており、現地を確認に行ったところ、やはり草に負けているように見受けられました。そういった点で収量の面は心配でしたが、2年目以降は牧草の作付に変更し、涌谷の知人で羊を飼育している会社に牧草を持って行くような計画であります。太陽光パネル下での耕作ですので、どれだけの収量、若しくはどれだけ良い牧草が収穫できるのかは心配な部分がございますが、やむを得ないものとし、隣接する農地に影響がないようパネルの配置を考慮するという事で許可相当と判断いたしました。以上でございます。

*議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより議案第11号、及び12号について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第8 議案第13号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第13号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（鎌田裕充次長） 議案第13号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和5年7月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買1件、賃貸借2件でございます。

申請番号1

申請地 菜切谷字山下の田

面積 750㎡

権利移動の種別 売買

総額 …万円

申請番号 2
申請地 字原八幡堂西一番の田 外 3 9 筆
面積 合計 7 2, 2 5 5 m²
権利移動の種別 賃貸借
借賃 年間 …万円

申請番号 3
申請地 字原町北の田 8 筆
面積 合計 1 0, 7 6 9 m²
権利移動の種別 賃貸借
借賃 年間 …k g (物納)

[以上 3 件の集積計画について説明]

* 議長 (板垣文一会長) 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑
ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長 (板垣文一会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これよ
り議案第 1 3 号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

* 議長 (板垣文一会長) ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 3 号 農用地利用集
積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

* 議長 (板垣文一会長) 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。
これで令和 5 年度加美町農業委員会 第 4 回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後 2 時 4 分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和5年7月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 小 山 京 子

署名委員 高 橋 秀 生